

## ⑬ 登録推進委員会規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑬項の登録推進委員会について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、本会事業の基盤である登録会員の増大を図るための諸施策を検討し、加盟団体が継続的に会員増大を実現できる支援をする。

### (基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 加盟団体の登録会員実態を調査する。
- 2) 加盟登録者増大の具体的施策を検討する。
- 3) 加盟団体の実状にあった会員登録増大策を提案する。
- 4) 継続的会員増大を実現した加盟団体を表彰する。
- 5) 必要に応じて登録規程の見直しについて検討・提案する。

### (構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2～3名
- 3) 委員 若干名

### (委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会が推薦し、会長が委嘱する。

### (活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体理事長を加盟団体の担当者として定め、連絡を密にした活動を行う。

### (活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。